

国土強靱化の取組の着実な推進について

令和 8 年 8 月 7 日

国土強靱化の推進に関する

関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 気候変動による自然災害の激甚化・頻発化や、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している他、令和 8 年 7 月 28 日には「令和 8 年熊本地震」が発生したところである。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進んでいる。これらの課題に対し、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えする「令和の国土強靱化」の取組を着実かつ強力に進めていく必要がある。
- 令和 7 年 6 月には「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（以下「実施中期計画」という。）を閣議決定し、令和 8 年 7 月 3 日に「国土強靱化年次計画 2026」（以下「年次計画 2026」という。）を国土強靱化推進本部において決定したところであり、実施中期計画の初年度として国土強靱化の取組を着実に進める。
- 令和 8 年 7 月 13 日には、人命・人権最優先の「防災立国」を実現すべく、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁の設置に向けた関連法が成立したところであり、国土強靱化施策と連携した事前防災の取組の推進が求められる。
- また、令和 8 年 7 月 21 日に閣議決定した「日本成長戦略」に基づき、「防災・国土強靱化分野」における官民投資の促進を図る。
- 令和 8 年 7 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においては、「令和 9 年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。」とされており、これらを踏まえた予算要求を行う。

2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

（1）実施中期計画の推進

- 円滑な事業実施のための体制を確保し、事業効果の早期発現に努めるとともに、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定、単価の見直しに努め、国庫債務負担行為の積極的な

活用による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど、適切な予算執行等に努める。

- 資機材費・人件費の高騰や当初の想定と現地状況との違い等の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を進める上で課題となった事項に確実に対応しつつ、定められた施策目標の達成に向けて、KPIを着実に進捗させる。
- 「地域インフラ群再生戦略マネジメント」等の施設の維持管理・更新等における広域連携・分野間連携や、污水处理施設に関する集合処理と個別処理の最適化等の地域特性に応じた自立分散型システムの導入、平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させる「フェーズフリー」の観点を取り入れた取組の強化など、国土強靱化推進会議の議論を経て取りまとめられた実施中期計画の実効性確保の取組を着実に進める。
- 実施中期計画（別紙1）では、人口減少・少子高齢化等を背景として、「将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務である。関連施策を強力に推進するとともに、効果の確認が可能となるよう、評価に必要なデータ収集を進めるものとする。」としており、担い手確保・育成や生産性向上に関する取組の効果、広域連携による体制整備の状況に関する情報を整理し、内閣官房において取りまとめる。
- 各施策の目標の進捗状況を整理するに当たっては、これまで以上に地域住民の国土強靱化への関心を高め、都道府県や市区町村における国土強靱化の取組を推進するため、原則として全ての「推進が特に必要となる施策」について、個々の施設の整備状況や地域単位での施策の取組状況を地図等において表現するなど整備状況の「見える化」を進める。その際、地域住民の理解醸成の観点から効果的な示し方となるよう留意するとともに、オープンデータとして、国民誰もが容易に利用できるような形で可能な限り公開する。
- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」において、「国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とする」とされており、各分野において、国土強靱化基本計画に定める国土強靱化の基本的考え方や推進方針を基本とした取組を実施することにより、国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する。
- 今後、実施中期計画に含まれる各施策について、事業実施のための体制を確保して円滑な執行に努めるとともに、「令和8年熊本地震」等の近年の災害により明らかとなった課題への対応も含め、計画期間内や長期の目標の進捗状況、予算の確保やその執行状況のフォローアップを適切に行うことにより、PDCAサイクルを通じた国土強靱化のスパイラルアップを図る。

（２）地域の強靱化の推進

- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、国土強靱化基本計画と調和を保つ必要があり、また、地域の強靱化に資する施策は国が実施主体となっているものも多いことから、地域計画の内容充実を図るため、地域計画の策定・改定や、地域計画に基づく取組を実施する地方公共団体等と十分な連携を図るとともに、必要な協力・支援を行う。地域計画の内容充実の状況については、内閣官房にてフォローアップを行う。
- 特に、地方公共団体が、防災庁の推進する定量的弱部分析に基づき、地域計画をはじめとする各種計画に必要な対策を位置付けられるよう、必要な協力・支援を行うとともに、総合計画やまちづくり計画の検討と連携した地域計画の検討ができるよう必要な協力・支援を行う。
- 実施中期計画では、「南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置付け等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする。」としており、関連計画等のフォローアップと連携した実施中期計画の進捗状況等の確認を行う。
- 地方公共団体における強靱化の取組を促進するため、交付金・補助金制度の趣旨や実施中期計画を踏まえつつ、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への交付金・補助金の重点化（優先採択、重点配分）等を行う。内閣官房において、その状況及び地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金のメニューリストを取りまとめる。

（３）官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化

- 民間の取組は、事業継続性の確保が災害時の迅速な復旧復興に資することはもとより、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらし、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものである。
- こうした認識の下、防災・国土強靱化が重要な危機管理投資であるとともに、強い経済を下支えするための投資であること等も踏まえつつ、官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化を図る観点から、事業継続計画の策定等による企業の強靱化や企業による自主的な防災減災投資が促進されるよう、国土強靱化貢献団体認証制度の充実をはじめ各府省庁で所管する民間の事業継続力強化に資する制度の普及・周知及び適切な支援を行う。
- くわえて、国土強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を推進するため、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策、維持

管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。内閣官房において、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、既存（民間）ストック活用、官民共同出資等による民間資金活用の促進や事例収集、事業成果の可視化と連動したソーシャル・インパクト・ボンド等新たな手法の検討を進める。

さらに、国土強靱化に関する内閣総理大臣賞等を通じて、民間による国土強靱化に資する先導的な取組の促進・波及を強化する。

（４）広報・普及啓発活動の推進

- 国土強靱化の理念・考え方やその必要性、実施中期計画の内容や施策の意義について、広報・啓発活動を積極的に展開し、国民全体の理解と参画を促進する。これにより、国民一人ひとりが自然災害等と向き合う姿勢を育み、自助・共助の取組を推進する。
- 令和４年６月に策定した「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、受け手の視点に立った、分かりやすい情報発信の強化に努める等の主体的・積極的な広報・普及啓発活動を実施する。具体的には、
 - ① 内閣官房は、災害時の効果発揮事例について関係府省庁の協力を得て取りまとめ・情報発信、５か年加速化対策の成果事例集や民間の取組事例集等を活用した SNS による情報発信や、国土強靱化ポスター、動画によるウェブ等メディアを活用した広報、国土強靱化イベントの実施や民間の普及・啓発イベントとの連携等を推進する。さらに、これまでの広報・普及啓発活動に関して世論調査等も活用し国民の理解度向上について検証する。
 - ② 関係府省庁が共通して取り組む事項として、国土強靱化に関する HP の作成等、主体的・積極的な広報・普及啓発活動や、国土強靱化に関する事業で工事等を実施する際には、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることを明記することなどにより周知に努めるなどを実施する。また、関係府省庁ごとの主な取組として、国土強靱化関係事業に関する広報や、民間企業・団体向けに各業界の BCP 策定支援等、国民向けの防災教育の充実・促進等を実施する。
- 国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自らが主体的に国土強靱化について考え、自発的に行動することが重要であり、そのための環境を整備するため、関係府省庁が連携し、防災に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む等、リスクコミュニケーションの取組を推進する。

3. 日本成長戦略に基づく取組の推進

- 「日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）」（別紙2）において、
「防災・国土強靱化は、災害時に人命を守り、被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えするための投資である。『国土強靱化基本計画』・『第1次国土強靱化実施中期計画』も踏まえ、ハード・ソフトの両面で事前防災及びインフラの予防保全を徹底し、『令和の国土強靱化』を進めるとともに、防災技術の研究開発・実装を進め、積極的に海外に展開していく。」こととされている。
- 危機管理投資として国土強靱化の取組を推進するとともに、『防災技術』について、防災庁を中心に関係省庁が連携して民間の優れた技術を研究開発から現場での実装まで一気通貫で支援する取組を推進し、これを踏まえ『防災技術』に関する取組状況等について、PDCAサイクルによりフォローアップを行う。
- あわせて、日本成長戦略に位置付けた重要な政策の実現や、民間企業・国民の取組を促し、防災産業の育成・振興を図るために関係府省庁の協力の下、戦略的な広報を実施する。

4. 令和9年度予算の概算要求等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）」（別紙3）において、防災・減災・国土強靱化の推進については、『激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化対策を断行する。『国土強靱化基本計画』が示す基本的方針等を踏まえ、『国土強靱化実施中期計画』及び『国土強靱化年次計画2026』に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。」こととされている。

また、戦略的な社会資本整備の推進においては、『中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保するとともに、効率的・重点的な取組を進める。』こととされている。

さらに、新たな予算編成の在り方と令和9年度の基本方針では、『危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。前年度の予算措置額に関わらず、真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けることなく、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措

置につなげる仕組みを整備する。」、「補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。」こととしている。

- また、実施中期計画（別紙１）においては、「各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。」こととされている。
- 関係府省庁は、国土強靱化関係予算について、国土強靱化基本計画及び実施中期計画にのっとり、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用して、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するため、予算編成過程でメリハリをつけた要求を行う。
- 内閣官房は、８月末を目途に関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめて公表する等、予算編成過程において適切に対応する。
- また、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策を「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（別紙３）も踏まえて引き続き検討する。

第 1 次国土強靱化実施中期計画（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）（抜粋）

第 4 章 推進が特に必要となる施策

2 対策の事業規模

第 3 章において示した計画期間内に実施すべき施策について、その推進が特に必要となる施策は 1 において示したとおりであり、その事業規模は、別表に示すとおり、今後 5 年間でおおむね 20 兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する。また、対策の初年度については、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

第 5 章 フォローアップと計画の見直し

第 3 章において示した計画期間内に実施すべき施策については、定期的に進捗状況のフォローアップを行い、その結果については、基本計画に基づき国土強靱化推進本部が取りまとめる年次計画において整理し公表するものとする。その際、第 3 章及び第 4 章において示した目標（重要業績評価指標（以下「KPI」という。））の進捗状況等を確認するとともに、「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について」（令和 6 年 1 月 23 日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議）を踏まえ、KPI の継続的な改善を図ることとし、第 4 章において示した推進が特に必要となる施策については、予算の確保やその執行状況も含めてフォローアップを行うものとする。あわせて、災害経験から得られた知見を確実に継承していくため、対策の課題や効果について取りまとめ、効果的に発信する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置付け等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする。

くわえて、人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供給にギャップが生まれつつある分野もあることから、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務である。関連施策を強力に推進するとともに、効果の確認が可能となるよう、評価に必要なデータ収集を進めるものとする。

これらの取組を通じ、実施中期計画の見直しが必要と認められる場合には、第2章に示した実施中期計画の計画期間の終了を待たず、見直しを行うものとする。

さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抜粋）

(14) 防災・国土強靱化

防災・国土強靱化は、災害時に人命を守り、被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えするための投資である。「国土強靱化基本計画」・「第 1 次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、ハード・ソフトの両面で事前防災及びインフラの予防保全を徹底し、「令和の国土強靱化」を進めるとともに、防災技術の研究開発・実装を進め、積極的に海外に展開していく。

① 防災技術

i) 重要性

防災・国土強靱化は、国民の生命・財産・暮らしを守り、強い経済を下支えする重要な危機管理投資である。防災技術は、巨大地震や激甚化・頻発化する気象災害、インフラ老朽化、担い手不足といった国内の課題解決のみならず、国際的にも気候変動に伴う災害リスク増大等により需要が拡大している。

ii) 勝ち筋・方向性

技術開発から商品化、実装・需要創出、更なる技術開発につながる好循環を創出し、防災産業を振興するとともに、官民一体で海外展開を図る。SBIR 制度の活用を含むスタートアップ支援やフェーズフリー、デュアルユース等の観点も重視する。

iii) 主な目標

- ・日本企業の防災分野の海外売上総額を 2024 年の約 1 兆円から 2030 年に約 2 兆円にすることを目指す。

iv) 主な施策

- ・「国土強靱化基本計画」・「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を推進するとともに電力・通信・交通・医療の強靱化など民間部門の取組を進める。
- ・防災庁設置に伴う環境整備とともに、研究開発・実用化の支援、実証、カタログ化、公共調達による需要創出を行う。防災技術の実装を一気通貫で支援する。
- ・防災技術の海外展開に向けて、アジア太平洋防災閣僚級会議等を活用した官民一体の P R、ODA 活用や実証事業への支援等を行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抜粋）

第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(令和の国土強靱化対策、防災対策の推進)

激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化対策を断行する。

「国土強靱化基本計画」⁹⁰が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」⁹¹及び「国土強靱化年次計画 2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

防災庁を設置し、徹底的な事前防災の推進及び発災時から復旧・復興まで一貫した政府全体の司令塔機能を強化する。併せて設置する地方機関の防災局により、地域の防災力向上を支援する。また、シミュレーションを通じた災害リスク評価を活用するなど、企業や地域の防災力を強化する。

迅速な初動体制の確保に資する緊急参集職員の処遇改善を含む防災分野の人材確保・育成に関する検討、危機管理用宿舎の整備を始め、地方支分部局等を含む国の災害支援体制・機能の充実・強化を進める。船舶活用医療の提供体制の整備を推進する。災害廃棄物処理体制を充実させる。

千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震の対策を推進するとともに、富士山噴火等の火山災害への対策や、火山調査研究推進本部における調査研究、人材確保・育成に取り組む。

衛星・AI 技術による消防・防災 DX、防災気象情報の高度化を推進する。林野火災対応を始め消防防災力の充実・強化を進める。危機管理投資・成長投資を活用し、防災技術の研究開発及び防災産業の育成・海外展開を促進する。

被災者支援体制を強化し、避難生活環境を抜本的に改善する。官民連携による担い手確保や物資・資機材の整備・運用体制確保を進める。被災者の心のケア、避難所等の耐災害性の強化や有事の際の機能発揮にも取り組む。

防災・減災には、災害教訓の伝承による行動変容やフェーズフリー⁹³の取組が重要である。防災教育を推進し、実践的な普及啓発を推進する。

⁹⁰ 令和 5 年 7 月 28 日閣議決定。

⁹¹ 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）。高規格道路のミッシングリンクの解消、無電柱化、大雪対策等を含む。

⁹² 令和 8 年 7 月 3 日国土強靱化推進本部決定。令和 8 年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和 9 年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。

⁹³ 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 戦略的な社会資本整備の推進

「強い経済」の実現には、危機管理投資・成長投資を支える社会資本を戦略的に整備することが重要である。

社会資本の整備に不可欠な建設産業における、フィジカルAIの導入を始めとする生産性の向上や、賃上げ等の処遇改善、多様な人材の確保・活躍環境の整備等を通じ、地域のインフラの整備力を強化する。中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保するとともに、効率的・重点的な取組を進める。「PPP／PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）」¹⁵⁹に基づき官民連携投資等を促進する。公共事業評価について、費用便益比等に過度に依拠せず、国家戦略、防災・減災、国土強靱化、地域の命と暮らしを守る基盤機能等を踏まえた総合評価へ見直すとともに、近年の金利状況等を踏まえ社会的割引率を見直す。

第4章 当面の経済財政運営と令和9年度予算編成に向けた考え方

2. 新たな予算編成の在り方と令和9年度の基本方針

政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和9年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。

概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。

その上で、事業別フルコスト情報も活用しつつ、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」の自己点検結果を概算要求に反映し、政策効果の高い分野へ重点化する。

なお、社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保等の観点から、医療、介護、保育、福祉等の公定価格等における適切な対応を図りつつ、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続する。

危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。前年度の予算措置額に関わらず、真に効果的な投資支援策を取

¹⁵⁹ 令和8年6月11日民間資金等活用事業推進会議決定

り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けることなく、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。その際、成長力の強化に資する有効な政策アイデアと必要な予算を、前例にとらわれず、諸外国と伍して国際競争に打ち勝つことも念頭におきつつ、概算要求に盛り込む。

補正予算に依存した財政運営からの脱却は、予算の透明性と規律を高めるものとして位置付ける。補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置することとし、概算要求段階を含めた予算編成過程においてこの趣旨を徹底するなど、今後具体化を図る。その際、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないように必要十分な地方財政措置を講ずる。

令和9年度予算編成においては、上記を踏まえ各府省庁において適切に概算要求を行う。予算編成過程において、本基本方針に沿った歳出・歳入両面の取組の具体化、『「強く豊かな日本」投資枠』の具体化、補正予算と当初予算の区別の考え方の明確化とともに、長期投資に必要な予見可能性と柔軟で効率的な資金管理の観点から、投資の性質に応じて適切な手段を活用しつつ、「予算措置は原則3年以内」とする現行ルールの不適用も含めた基金ルールの抜本的な見直しを行う。危機管理投資・成長投資を始めとする『「強く豊かな日本」投資枠』については、「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。その規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保する。その上で、歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。

経済財政諮問会議において、本節（予算編成の基本方針）を踏まえた取組について検証・評価を行うとともに、年後半において、令和9年度予算への反映状況や経済見通しを始めとする経済社会情勢の変化などを踏まえ、予算編成の基本方針について必要な改定を行う。

さらに、こうした新たな予算編成の在り方により令和9年度予算を編成した上で、その成果を踏まえ、更なる改善に向けた検討を行っていく。